

1. 件名：検査制度見直しに関する日本原子力研究開発機構等との面談

2. 日時：令和2年2月12日（水） 13：30～18：00

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B、C

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 岡崎企画官、岡課長補佐、高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、江田運転検査官、関主任監視指導官

専門検査部門 大東首席原子力検査官

研究炉等審査部門 来住管理官補佐、加藤上席安全審査官、三好上席安全審査官、  
川末主任安全審査官、田中主任安全審査官、石井係長、  
宮下原子力規制専門員

核燃料施設審査部門 古作企画調査官、有田安全審査専門職、上石安全審査官、  
宮坂安全審査専門職、古田安全審査専門職、  
松倉原子力規制専門員

日本原燃株式会社 安全・品質本部 フェロー（QMS改善担当） 他12名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 次長 他4名

三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長

原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 参事 他2名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 環境安全部部长

東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 品質保証責任者・准教授 他1名

東京都市大学 原子力研究所 所長・原子炉施設管理室長 他1名

立教大学 原子力研究所 所長 他1名

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉担当部長

株式会社日立製作所 原子力事業統括本部 王禅寺センタ長 他2名

近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

京都大学 複合原子力科学研究所 准教授・中央管理室副室長 他2名

リサイクル燃料貯蔵株式会社 技術安全部 技術グループマネージャー

公益財団法人核物質管理センター 安全管理室長 他2名

日本核燃料開発株式会社 保安全管理部 安全管理グループリーダー 他1名

ニュークリア・デベロップメント株式会社 安全管理室主幹 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 設備技術グループ 課長

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長  
原子力エネルギー協議会 副長 他2名

## 5. 要旨

- (1) 新検査制度の施行に伴い一部改正された核燃料物質の使用等に関する規則等を踏まえた使用前事業者検査、定期事業者検査等に関する文書類について、今後の手続が円滑に進められるよう文書類の形式等を検討するため、原子力規制庁と事業者とで、意見交換を以下のとおり行った。
- (2) 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、配布資料（1）に基づき、新検査制度移行に向けた文書類の準備状況等について説明があり、実用炉において進められている検討状況も確認しつつ、制度移行後の運用について意見交換を行った。
- (3) 原子力規制庁から、検査の独立性の程度については、昨年12月25日に決定した原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈（以下「品質管理基準規則等」という。）に基づき、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている施設とそれ以外とで区別することとした旨を説明するとともに、検査要領書については、信頼性及び中立性の観点から、検査要領書の作成を使用前事業者検査等を実施する要員が自ら行うことが望ましいが、品質管理基準規則等において明確な要求事項ではない旨を伝えた。
- (4) 原子力規制庁から、保全の有効性評価や定期事業者検査での一定期間の設定、また、それらを含めた定期事業者検査報告書の記載については、核燃料施設等においては新たな取組であることから、昨年12月25日に決定した「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」に記載の視点を踏まえ準備を進める必要がある等の留意点について説明し、制度移行後の運用について意見交換を行った。
- (5) 原子力エネルギー協議会から、配布資料（2）に基づき、保安規定における施設管理の記載イメージについて説明があり、実用炉における施設管理の運用状況について認識を共有した。
- (6) 原子力規制庁から、配布資料（3）に基づき、本年2月5日に決定した核燃料施設等が関係する規則等について説明を行い、経過措置等について意見交換を行った。
- (7) 事業者から、法律の附則で、法施行後3月以内の届出において「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」の添付は必要ないかとの質問があり、原子力規制庁から、附則においては添付書類の要求はしていない旨を回答した。

(8) 京都大学から、定期事業者検査を7月までに開始する予定であるが、それまでに保安規定の認可がなかった場合の運用について質問があり、原子力規制庁から、検査の成立性判断等は事業者責任で検討するものであるが、混乱のないように保安規定等の事前申請を受け付けることとしているので、研究炉等審査部門や専門検査部門と個別に申請等の進め方について相談するよう伝えた。

(9) 原子力規制庁から、今回は廃止措置計画等の面談を実施する予定であることを伝えた。

## 6. 配布資料

- (1) 核燃料施設等における新検査制度移行に向けた文書類の準備に関する合同面談（JAEA資料）
- (2) 「第8章 施設管理」の改正前・後の比較表（原子力エネルギー協議会資料）
- (3) 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）及び意見募集の実施について他（原子力規制庁資料）